高野口パイル産地ブランディング委託業務仕様書

１．業務名称等

事業年度及び番号　令和７年度　第３号

業務名称　　高野口パイル産地ブランディング委託業務

２．業務目的

本事業は、橋本市の地場産業で、基幹産業でもある高野口パイルについて、生地製品の生産が中心であったことから企業向けブランディングを進め、日本一のパイルファブリック産地として発展してきたところである。しかし、大量生産、大量受注の時代が変わるなど企業間取引の状況が大きく変化する中、産地としてより発展を目指すには、消費者向け事業の確立も必要となっている。

そんな中、近年、各社において最終製品の開発や販売を行っているところであるが、個社の取り組みにとどまっており、産地としての消費者認知は低い状況にある。

そこで、戦略的に高野口パイル事業者や製品の魅力を伝え、土台となる産地ブランドを確立できるよう、高野口パイルの消費者向け産地ブランディングを図る。

３．適用範囲

本仕様書は、橋本市（以下「発注者」という。）が発注する「高野口パイル産地ブランディング委託業務」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「受注者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

４．適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

５．履行期間

契約締結日から令和８年３月31日（火）までとする。

６．業務内容

（１）事業者内部ヒアリングとユーザーの量的質的調査

高野口パイル産地の事業者へのヒアリングにより、事業者及び高野口パイル製品の特徴、課題等について調査を行う。また、高野口パイル事業者や高野口製品に対するユーザーの意識についても量的質的に調査を行い、産地の現状分析を行う。

（２）ブランドコンセプトの明確化

事業者内部ヒアリング及びユーザーの量的質的調査の分析をもとに、産地関係者の総意により、高野口パイル産地としてのブランドの方向性、ブランドコンセプトを明確化する。

（３）ブランドブックの作成

⑵で明確されたブランドコンセプトをもとに、ブランドアイデンティティなどを示した「ブラ

ンドブック」を作成する。

（４）産地関係者への説明

ブランドブックをもとに高野口パイル産地事業者への説明会を行い、産地関係者の意思統一を図る。

（５）アドバイザリー業務

当ブランディング委託業務に対し、専門的な知見から、適宜助言、支援を行う。

（６）その他

業務の執行にあたり、産地組合である「紀州繊維工業協同組合」と適宜調整を図る。

７．成果品

本業務の成果品は，以下のとおりとするが、協議により変更する場合がある。 また、すべてにおいて市が指定する媒体により電子データを提出すること。

（１）業務委託完了報告書　１部

（２）高野口パイル産地ブランディング事業の取り組み成果及びまとめ資料

（３）高野口パイル産地ブランドブック

（４）業務の過程で作成した成果物や参考資料（業務で収集・作成・整理した図表等）

８．成果品の帰属等

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は発注者に帰属する。

９．疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

10．秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

11．損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

12．資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

13．検査

受注者は、業務完了後は発注者の検査を受けなければならないものとする。なお、訂正等の指示を

受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

14. 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

15. その他

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。